

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【会社名】 ニッタ株式会社

【英訳名】 Nitta Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 切 山 靖 順

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 コーポレートセンター長 懸 上 耕 一

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 コーポレートセンター長 懸 上 耕 一

【縦覧に供する場所】
ニッタ株式会社東京支店
(東京都中央区銀座八丁目2番1号)

ニッタ株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社95期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）においては、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2024年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき期末配当金として金67円

総額1,882,215,791円

ロ 効力発生日

2024年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、石切山靖順、北村精一、萩原豊浩、泉 敦、懸上耕一、豊島ひろ江、池田剛久、小野友之を選任する。

なお、豊島ひろ江、池田剛久、小野友之は、社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、福若克博、松浦一悦を選任する。

なお、松浦一悦は社外監査役候補者である。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、西村智子を選任する。

なお、西村智子は補欠の社外監査役候補者である。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針（買収への対応方針）の継続についての承認の件

当社株式の大規模買付行為に関わる対応策（買収への対応方針）を継続導入することを決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|---|------------|------------|------------|-------|------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 243,828 | 6,738 | 0 | (注) 1 | 可決 (96.95%) |
| 第2号議案 取締役8名選任の件 | | | | | |
| 石切山靖順 | 241,190 | 9,372 | 0 | | 可決 (95.90%) |
| 北村精一 | 246,633 | 3,933 | 0 | | 可決 (98.06%) |
| 萩原豊浩 | 249,456 | 1,110 | 0 | | 可決 (99.19%) |
| 泉 敦 | 249,466 | 1,100 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.19%) |
| 懸上耕一 | 248,819 | 1,747 | 0 | | 可決 (98.93%) |
| 豊島ひろ江 | 249,543 | 1,023 | 0 | | 可決 (99.22%) |
| 池田剛久 | 240,174 | 10,391 | 0 | | 可決 (95.50%) |
| 小野友之 | 249,525 | 1,041 | 0 | | 可決 (99.21%) |
| 第3号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 福若克博 | 240,125 | 10,438 | 0 | (注) 2 | 可決 (95.48%) |
| 松浦一悦 | 219,941 | 30,620 | 0 | | 可決 (87.45%) |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 西村智子 | 250,333 | 233 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.53%) |
| 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針（買収への対応方針）の継続についての承認の件 | 158,758 | 91,808 | 0 | (注) 1 | 可決 (63.12%) |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。